

財政援助団体等監査実施基準

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の実施基準は、次のとおりとする。

1 世田谷区が資本金、基本金その他これに準ずるものを4分の1以上出資している団体（以下「出資団体」という。）は、概ね2年毎に監査を実施する。

なお、出資団体のうち、世田谷区が補助金、交付金等（以下「補助金等」という。）を交付している団体については、補助金、交付金等に係る監査もあわせて実施する。

（監査対象となる団体）

- (1) 公益財団法人せたがや文化財団
- (2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- (3) 公益財団法人世田谷区産業振興公社
- (4) 公益財団法人世田谷区保健センター
- (5) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
- (6) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- (7) 株式会社世田谷サービス公社
- (8) 株式会社世田谷川場ふるさと公社
- (9) 世田谷区土地開発公社

2 世田谷区が補助金等を交付している補助団体のうち、次に掲げる外郭団体として取り扱っている団体は、出資団体と同様、概ね2年毎に、監査を実施する。

（監査対象となる団体）

- (1) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

3 世田谷区が補助金等を交付している補助団体は、次に該当するものから抽出して、監査を実施する。

- (1) 毎年度、継続的に5千万円以上補助金等の支出が見込まれる団体
- (2) 単年度又は2～3年度を限度として5千万円以上補助金等が支出されている団体

4 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、世田谷区が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、次に該当するものから監査を実施する。なお、出資団体及び上記2の団体のうち、当該年度監査を実施する団体については、原則として、指定管理者としての監査もあわせて実施する。

- (1) 原則として世田谷区が運營業務及び維持管理業務を行わせている指定管理者

5 その他

上記1から4以外の財政援助団体等については、必要に応じて監査を実施する。